

侮辱罪と正当な表現行為に関する論点

侮辱罪と正当な表現行為に関する論点

- 1 侮辱罪に該当し得るが、正当な表現行為として処罰されない場合の有無・根拠

- 2 正当な表現行為について侮辱罪により処罰しない旨の規定の要否・当否

- 3 正当な表現行為に対する「萎縮効果」

【参照条文】

○ 刑法（明治40年法律第45号）

（名誉毀損）

第230条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。

2 （略）

（公共の利害に関する場合の特例）

第230条の2 前条第1項の行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認める場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない。

2 前項の規定の適用については、公訴が提起されるに至っていない人の犯罪行為に関する事實は、公共の利害に関する事実とみなす。

3 前条第1項の行為が公務員又は公選による公務員の候補者に関する事実に係る場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない。

（侮辱）

第231条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。